

資金調達に関する補足説明資料

詳細は、「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第12回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」を参照ください。

The switch



is the Key

株式会社モダリス
(証券コード：4883)
2024年8月7日



本資料の取扱について

- 本資料は、関連情報のご案内のみを目的として当社が作成したものであり、日本国、米国またはそれ以外の一切の法域における有価証券の取得勧誘または売付け勧誘等を構成するものではありません。米国、日本国またはそれ以外の一切の法域において、適用法令に基づく登録もしくは届出またはこれらの免除を受けずに、当社の有価証券の募集または販売を行うことはできません。
- 本資料に記載されている情報は、現時点の経済、規制、市場等の状況を前提としていますが、その真実性、正確性または完全性について、当社は何ら表明または保証するものではありません。本資料に記載された情報は、事前に通知することなく変更されることがあります。本資料及びその記載内容について、当社の書面による事前の同意なしに、何人も、他の目的で公開または利用することはできません。本資料に記載された将来の業績に関する記述は、将来情報です。将来情報には、「信じる」、「予測する」、「計画する」、「戦略をもつ」、「期待する」、「予想する」、「予測する」または「可能性がある」というような表現及び将来の事業活動、業績、出来事や状況を説明するその他類似した表現を含みます（これらに限定されるものではありません）。将来情報は、現在入手可能な情報をもとにした当社の経営陣の判断に基づいています。そのため、これらの将来情報は、様々なリスクや不確定要素に左右され、実際の業績は将来情報に明示または黙示されたものとは大幅に異なる場合があります。したがって、将来情報に全面的に依拠することのないようご注意ください。
- 本資料の作成にあたり、当社は当社が入手可能なあらゆる情報の真実性、正確性や完全性に依拠し、前提としています。当社はかかる情報の真実性、正確性あるいは完全性について独自の検証を行っておらず、その真実性、正確性あるいは完全性について、当社は何ら表明及び保証するものではありません。

1. ファイナンスの目的と事業戦略



ファイナンスの目的及び背景

目的及び背景①

＜第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第12回新株予約権の買入消却を行う理由＞

第12回新株予約権は行使価額修正条項が付されており、当社としては発行後に順調に第12回新株予約権の行使が進むことを期待しておりましたが、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）による資金調達額は2024年7月末現在において、それぞれ463百万円及び532百万円に留まり、当初予定した資金調達総額1,557百万円に対して、562百万円が未調達の状況となっていることから、現時点では、想定していた研究開発資金が十分に調達できていない状況になっております。加えて、2024年5月以降、当社の株価が下限行使価額に近接している状況が続き、当社の株価は第12回新株予約権の下限行使価額である68円を一時的に下回る等、当初企図していた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回新株予約権の転換又は行使が進まない状況が続いておりました。当社は、開発継続・推進のため新たな資金調達が必要であり、その可能性を模索したところ、EVO FUNDを割当予定先とする本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行した上で、2024年8月21日付で、残存していた第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額38百万円の繰上償還を行うとともに、残存している第12回新株予約権22,273個全てを取得し、消却することとし、本日開催の当社取締役会にて当該繰上償還並びに当該取得及び消却につき決議いたしました。

ファイナンスの目的及び背景

目的及び背景②

今回資金調達を行う主な目的として、以下の3点が挙げられます。

① 自社パイプライン（主にMDL-101を対象とした）の研究開発の推進

当社グループは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これまでの筋疾患領域に加えて、他の筋疾患領域を含めた自社パイプラインに関して必要となる研究開発資金に充当する予定です。具体的には、MDL-101のINDに必要な資金を最優先し、MDL-202を中心としたその他の筋疾患領域への研究開発資金の優先度を高める計画です。MDL-101の次のバリュー・インフレクション・ポイント(価値変曲点)は、臨床入り、次いで臨床試験におけるクリニカルPoC(proof-of-concept)になるわけですが、ここに到達するのに約30億円の資金が必要になります。当該研究開発資金がパートナーリングの成就によって全部あるいは一部賄われることも想定されますが、不確実性を伴うライセンス交渉等の状況に過度に依存することなく研究開発を進めることが、企業価値の向上に繋がると考え、自社パイプラインの研究開発を推進するために必要な資金を確保したいと考えております。なお、上述の通り当該研究開発資金がパートナーリングの交渉の成就によって全部あるいは一部賄われた場合でも、MDL-101のその他の研究開発資金への充当を最優先し、次にMDL-202のその他の研究開発資金に充当する予定です。

② 研究開発を推進する研究員の適切な確保

上記①に係る人的リソース確保のための人件費が必要になる点に加えて、開発のステージが上がることで、研究はもとより開発及び薬事等といったINDに向けた新たな人材の採用が必要になることが想定されることから、当社グループは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これらの既存の人件費及び新規採用に係る費用に充当いたします。なお、研究開発部門の人件費には、既存及び新規採用予定の従業員への給与及び外部アドバイザーへのアドバイザーフィー等が含まれます。

③ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金

上記のとおり、本資金調達に伴い、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を行うため、調達資金の一部を当該償還に係る資金に充当する予定です。なお、繰上償還日が本新株予約権付社債の払込日に先行するため、一時的に手元資金から充当し、本新株予約権付社債の払込が行われた後、当該支出分に充当する予定です。

ファイナンスの資金使途

No.	具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
1	自社パイプライン（主にMDL-101を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）	2,335	2024年9月～2027年8月
2	研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費	700	2024年9月～2027年8月
3	社債償還資金（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）	38	2024年8月
	合計	3,073	

パイプラインの状況

MDL-101を中心とした神経筋疾患フォーカスして開発

Code	疾患名 /疾患領域	所有権	初期開発/前臨床			臨床試験	
			探索/研究	リード 最適化	IND Enabling	前期臨床	ピボタル 試験
MDL-101	LAMA2-CMD*1	Modalis	→			筋疾患	
MDL-202	DM1 *2	Modalis	→				
MDL-201	DMD *3	Modalis	→				
MDL-103	FSHD *4	Modalis	→				
MDL-105	DCM*5	Modalis	→			心筋症	
MDL-104	タウオパチー	Modalis	→			中枢神経症	
MDL-206	エンジェルマン症 候群	Modalis	→				
MDL-207	ドラベ症候群	Modalis	→				

*1: LAMA2-related congenital muscular dystrophy = 先天性筋ジストロフィー1A型。

*2: Myotonic Dystrophy Type 1 =筋強直性ジストロフィー1型

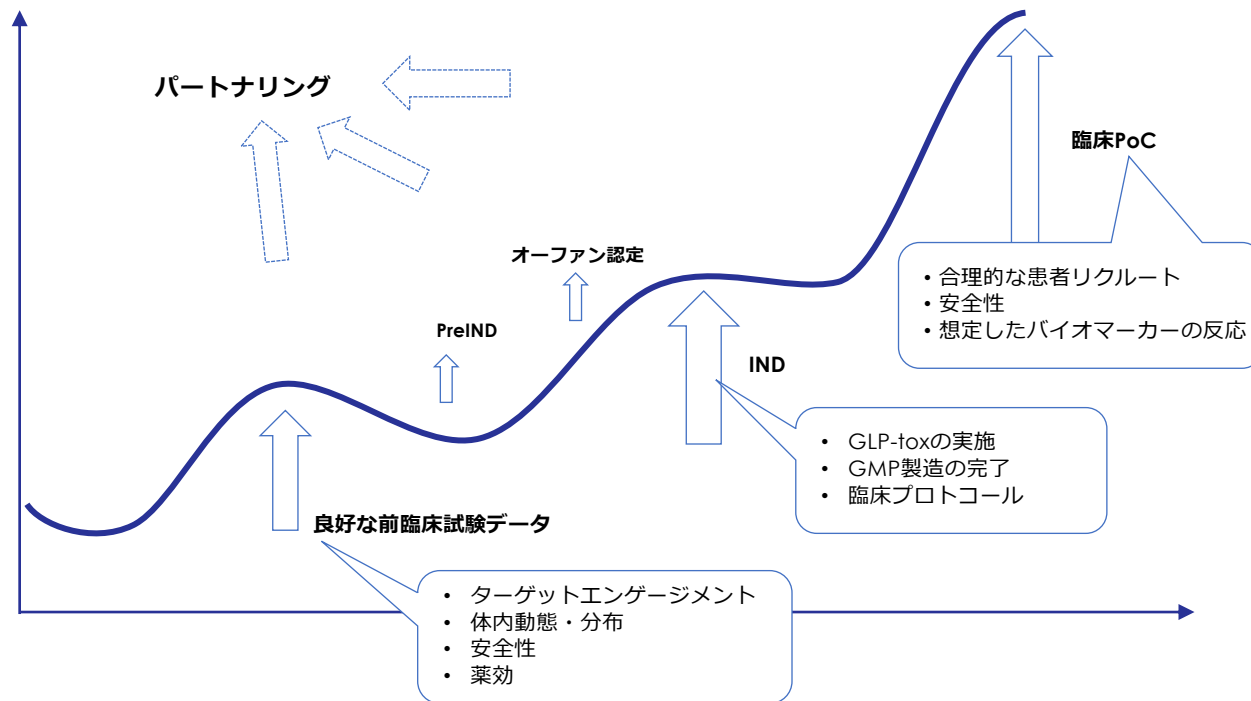
*3: Duchene Muscular Dystrophy (デュシェンヌ型筋ジストロフィー)

*4: facioscapulohumeral muscular dystrophy =顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー

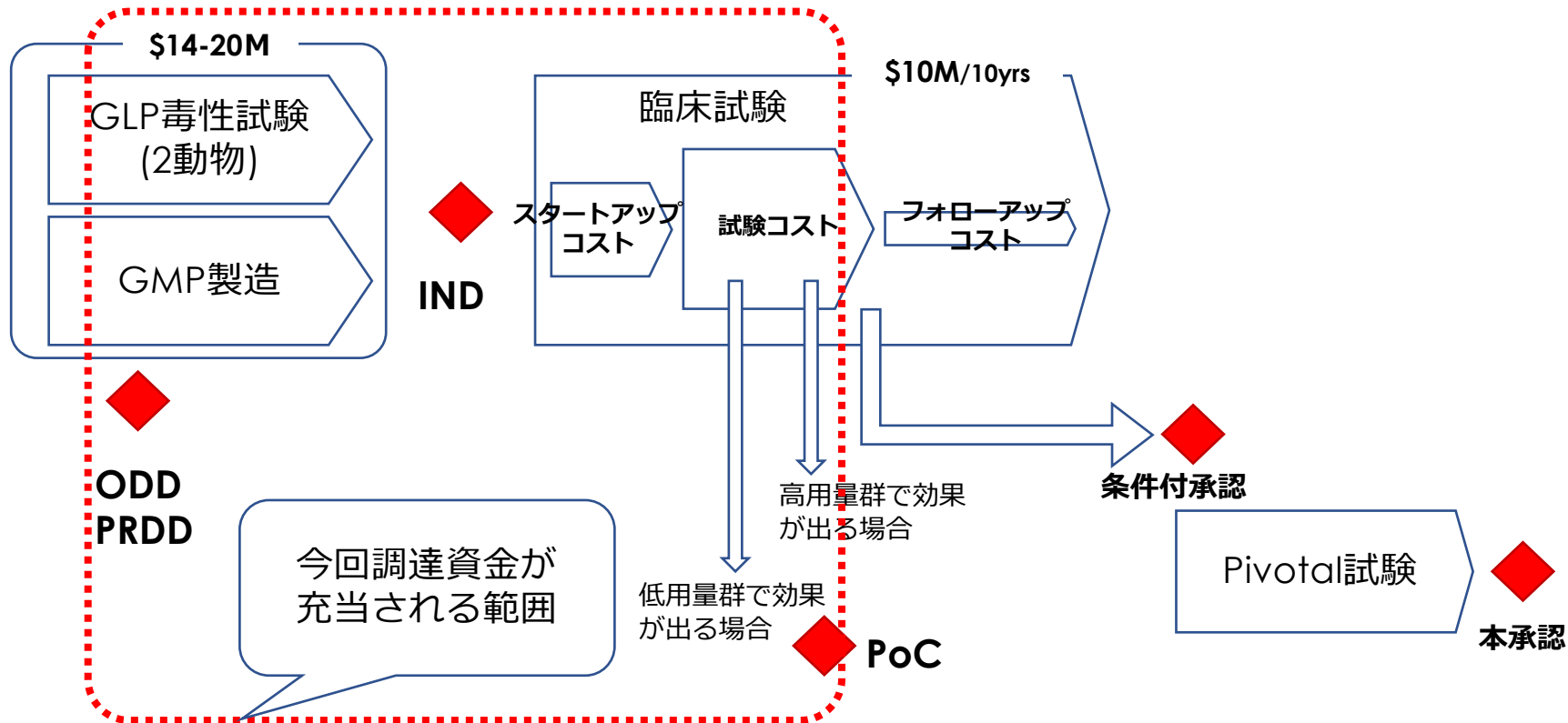
*5: Dilated Cardiomyopathy 拡張型心筋症

バイオテック企業の一般的な価値変曲点(バリューインフレクションポイント)

計画されるイベントとそれに伴う企業価値推移のイメージ



MDL-101のバリューインフレクションポイントと到達までに必要となる資金



注) 資金需要は主にドルで発生するためにドルで記載しており、日本円相当額は為替によって変動する可能性があります。

3段階のミッションを持ったパイプライン群で可能性を最大化

技術への親和性の高い疾患で PoC を取得

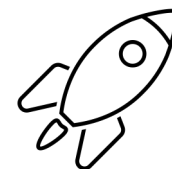
MDL-101

患者規模の大きい対象疾患へと展開

MDL-202

よりチャレンジングな
テーマへ拡大

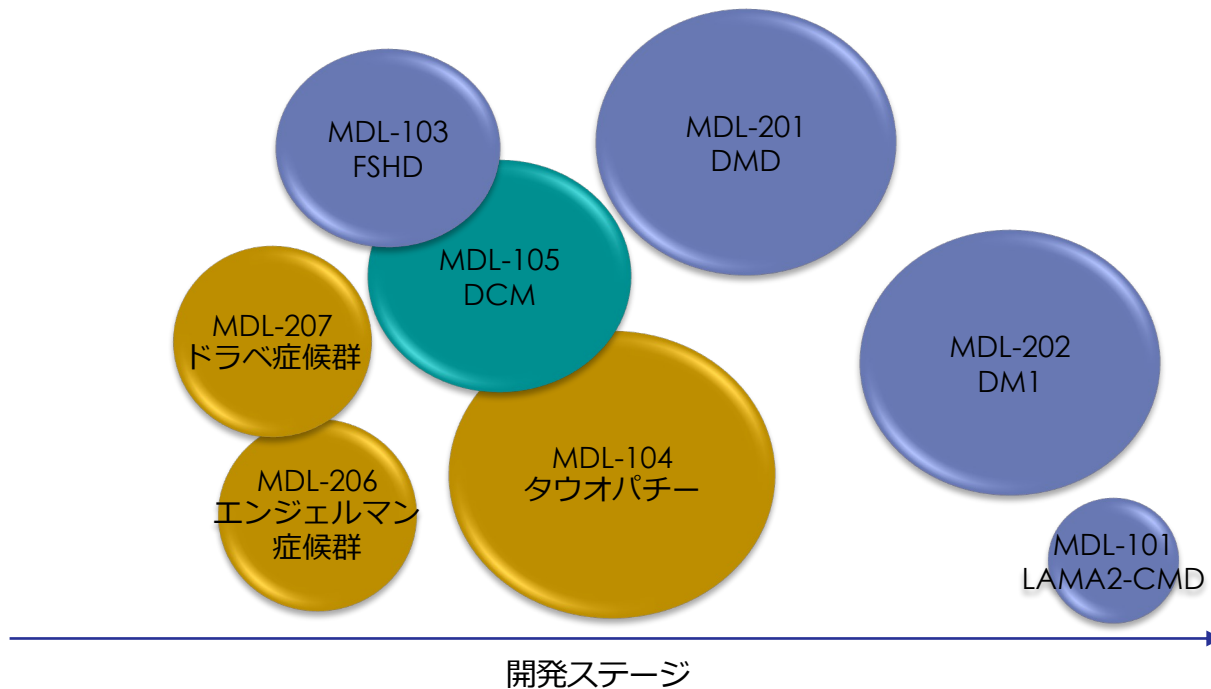
その他のプログラム



開発パイプラインと市場規模のイメージ

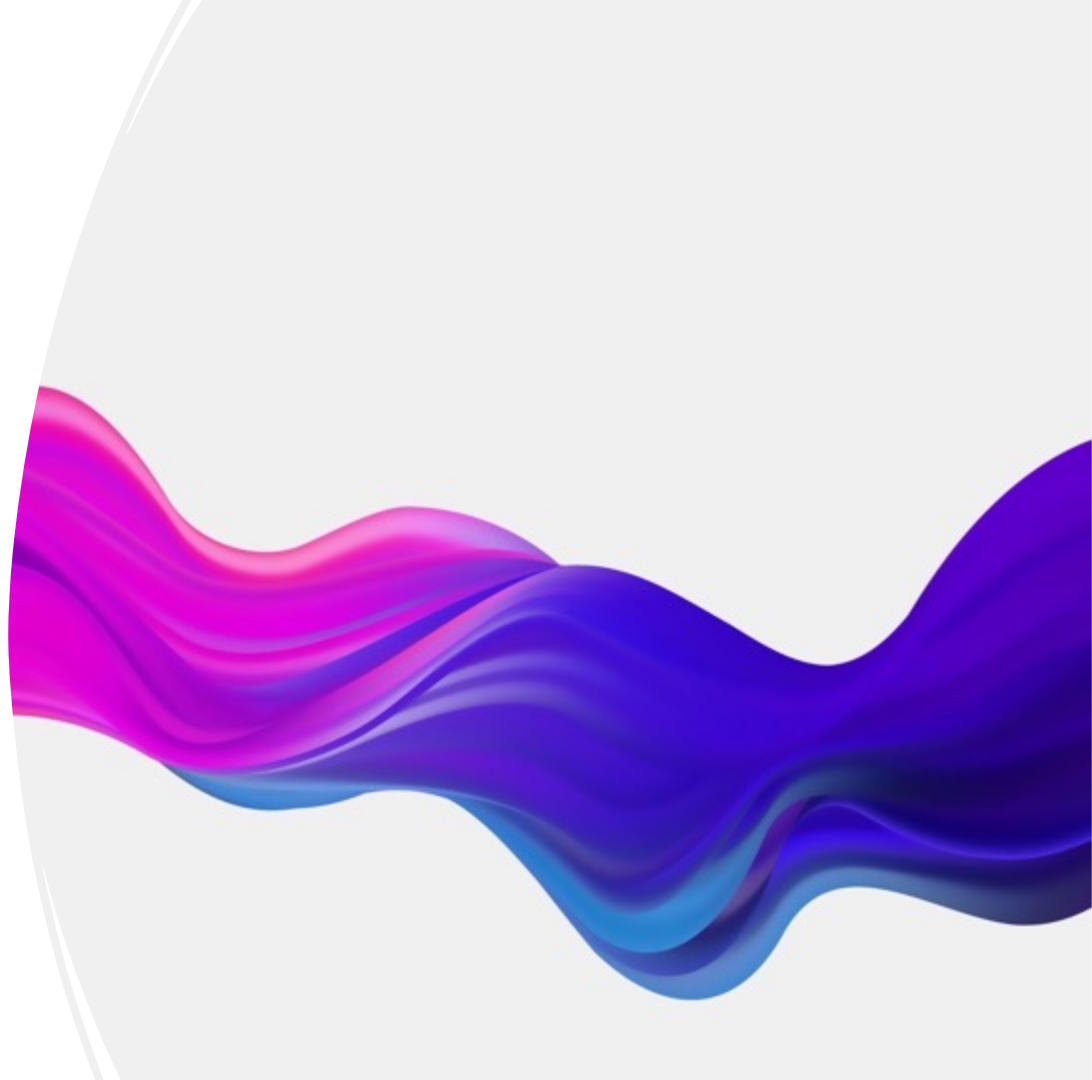
MDL-101 で作る開発実績を、202などの大型パイプラインが追いかける

モダリスの開発パイプライン



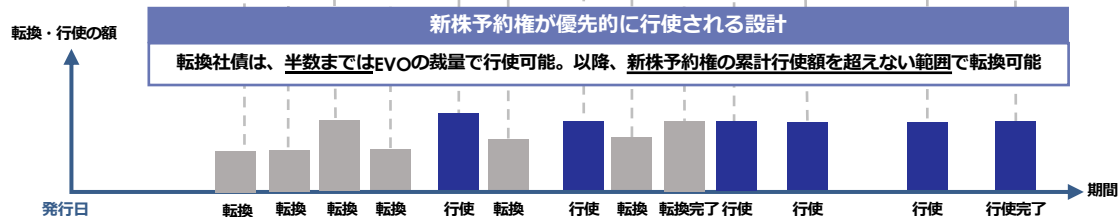
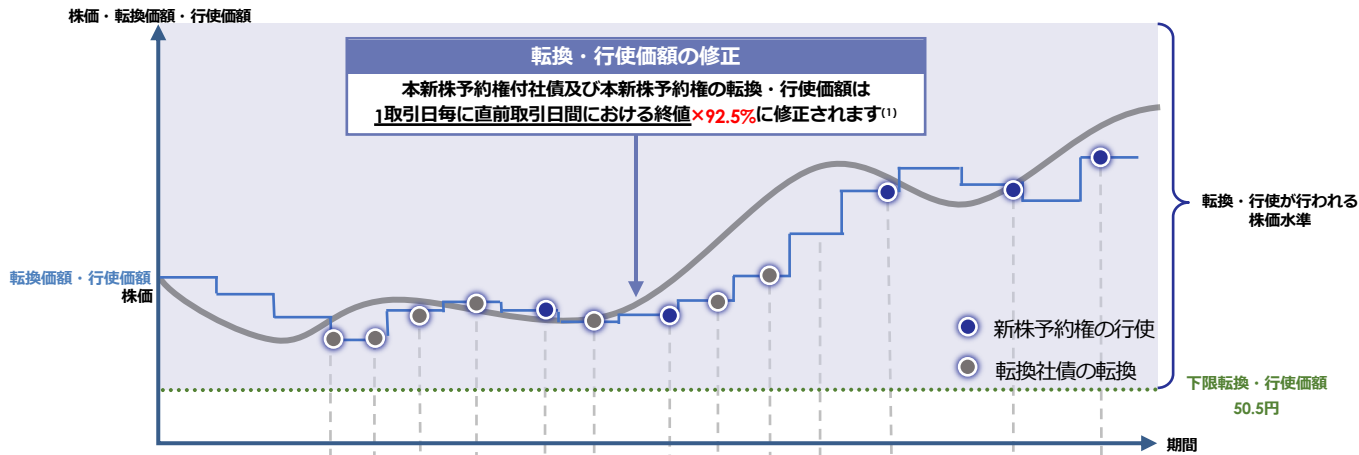
※ 円の大きさは患者数あるいはそれに伴う市場規模のイメージ

2. 本資金調達の概要



本資金調達のイメージ

転換社債と新株予約権を同時発行
 転換社債によりアップフロントで資金を調達、新株予約権により段階的に資金を追加調達



※ 上図はイメージであり、実際の当社株価推移及び転換・行使のタイミングを予想若しくは保証するものではありません。

(1) 第15回新株予約権については、3取引日毎に直前3取引日間における終値平均値×100%

本資金調達の概要

	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換価額修正条項付)	第14回新株予約権 (行使価額修正条項付)	第15回新株予約権 (行使価額修正条項付)
割当予定先	EVO FUND		
調達予定金額	7.0億円	16.3億円	7.4億円
発行決議日	2024年8月7日		
条件決定日	2024年8月6日		
割当日	2024年8月23日		
年限	2年	5年	5年
償還価額	100.0円	-	-
利率	0% (ゼロ・クーポン)	-	-
当初転換・行使価額 ⁽¹⁾	93.4円		101円
転換・行使価額の修正	1取引日毎に直前取引日における <u>終値×92.5%</u> に修正	1取引日毎に直前取引日における <u>終値×92.5%</u> に修正	3取引日毎に直前3取引日における <u>終値平均値×100%</u> に修正
下限転換・行使価額	50.5円		
潜在株式数	7,494,640 - 13,861,360株	17,500,000株	7,500,000株
希薄化率 ⁽²⁾	19.0% - 35.1%	44.3%	19.0%
合計希薄化率 ⁽²⁾	82.4% - 98.5%		
付帯条項	コール条項：なし	コール条項：なし	コール条項：転換社債が存在していない場合、コール可能
	プット条項：株価が下限転換価額以下となった場合その日以降いつでも早期償還を請求することが可能	-	-
	社債の転換については、発行金額の半数まではEVOの裁量で転換が可能。 半数転換以降は、新株予約権の行使金額の累計額を上限として転換が可能。		

(1) 当初転換・行使価額は、**2024年8月6日時点**の当社普通株式の終値を基準としております。

(2) 希薄化率は、**2024年6月30日時点**の当社発行済株式数に対する比率を前提として記載しております。

今回の資金調達スキームのポイント

- 社債の発行によって7億円が先に入金される
 - 開発を開発させる資金を先行して入手可能なので、開発が加速できる
- 社債の転換が半分まで進んだ時点以降では、社債の転換と新株予約権の行使が1:1で進行する
 - それ以降は調達も並行して進む
- 2nd トランチはキャンセル可能
 - 目標調達額を1st トランチまでで達成した場合、あるいは別の資金手当ができた場合には2ndトランチはキャンセル可能→不要な希薄化を回避可能



3. Q & A (本開示資料に関して)

本資金調達のQ&A ①

質問	回答
1 今回の資金調達と前回の資金調達はどのように違うのですか。	また2023年11月7日付で開示した「第三者による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価格修正条項付）及び第12回新株予約権（行使価格修正条項付）」では、転換並びに行使価格の修正が3取引日毎に前3取引日間の終値平均値の100%に修正がされたところ、第2回転換社債及び第14回新株予約権については、毎取引日92.5%に修正され、第15回新株予約権については3取引日毎に前3取引日間の終値平均値の100%に修正されます。
2 本資金調達における主な資金使途と調達予定金額の根拠を教えてください。	本資金調達における主な資金使途は①自社パイプライン（主にMDL-101を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）及び②研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費、③社債償還資金（第1回転換社債）となります。
3 本資金調達をするまでして、MDL-101のIND達成目指す意義を教えてください。	当社グループは、最新のゲノム編集技術で2020年にノーベル化学賞を受賞したCRISPR/Cas9をベースにしながら、遺伝子を切らずにモジュレート（制御）するメカニズムに加えて酵素の小型化によるウィルスベクターへの搭載を実現するという高度に差別化された独自の遺伝子制御技術、CRISPR-GNDM [®] プラットフォームを使った世界初の遺伝子治療薬を開発して参りました。そのため、INDを達成することで、CRISPRを用いた遺伝子制御あるいはエピジェネティクス編集を医薬品用途に実用化した最初の企業となること及びこれまで治療法のなかった希少疾患に属する遺伝子疾患に対して治療薬を患者さんに提供する道筋をつけることができ、それにより当社の企業価値向上につながり、ひいては希少疾患の治療薬を生み出し、企業理念である「Every life deserves attention（すべての命に、光を）」のとおり、病気のために希望を失わなくてすむ社会の実現に貢献していけると考えているからです。

本資金調達(Q&A ②)

質問	回答
<p>4 他の資金調達手法を採用しなかった理由を教えてください。</p>	<p>公募増資等により一度に株式を発行すると、一時に資金を調達できる反面、既存株主が有する株式の1株当たりの価値の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。</p> <p>一方、新株予約権付社債と新株予約権の組み合わせにおいては、発行時に資金調達が可能であるとともに、行使の分散や下限転換価額・行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、行使及び転換の都度、転換価額・行使価額が時価の一定割合に修正されることにより、転換・行使が段階的に円滑に行われ、無理なく当社の財務基盤の強化を図ることが期待されること等を総合的に勘案し、本資金調達手法が現時点における最良の選択肢と考え、当該スキームによる資金調達を決定いたしました。</p>
<p>5 本資金調達スキームのメリットを教えてください。</p>	<p>本新株予約権付社債においては、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できます。株価インパクトの分散化が可能となる一方、転換価額の修正条項が付されていることによりある程度早期における転換の進行も期待できる設計となっています。また、本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。</p> <p>本新株予約権においては、新株予約権の目的である当社普通株式数は25,000,000株で固定されていることにより、株価動向にかかわらず最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としています。また、修正後行使価額の上限は設定していないため、株価上昇時には資金調達金額の最大化が可能となります。なお、行使優先条項が付されていることにより、割当予定先は本新株予約権の行使を優先する義務があるため、継続的に資金が調達できます。</p>

本資金調達(Q&A) ③

質問	回答
<p>6 本資金調達スキームのデメリットを教えてください。</p>	<p>本新株予約権付社債においては、転換価額が当初転換価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、転換の対象となる株式数が増加します。また、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。なお、満期までに転換がなされなかった場合には償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。</p> <p>本新株予約権においては、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっています。また、株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。なお、当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができません。</p>
<p>7 転換価額及び行使価額修正の具体的な方法は？</p>	<p>本新株予約権付社債については、過度な希薄化を防ぐために下限転換価額を当初転換価額の50%としておりますが上限転換価額の定めはございません。</p> <p>本新株予約権については、行使価額は当初行使価額の50%を下限としておりますが新株予約権の目的である当社普通株式数は25,000,000株で固定されているため過度の希薄化のリスクはありません。また、本新株予約権の修正後の行使価額の上限は設定していないため、株価上昇時には資金調達金額の最大化が可能となります。</p>
<p>8 本新株予約権の権利行使が進まず、当初予定通り資金調達ができなかった場合の対応を教えてください。</p>	<p>本新株予約権の行使の有無は新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、調達した資金を自社パイプラインの研究開発に優先的に充当する予定であります。</p>

本資金調達のQ&A ④

質問	回答
<p>9 割当予定先は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。空売りをしようとする株価の下落圧力になるのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の調達に伴い、割当予定先は当社の株主より借株を行う予定です。当社としてこの借株は、本調達に伴い株式を取得する投資家の、例えば以下のようなニーズに対応するためと聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 投資家がまとまった数量の株式を、即座に特定の株価で取得したいと申し入れてきた場合■ 投資家が取得に際して、まとまった数量の株式を、一定期間中に取得価格を分散しながら取得したいと申し入れてきた場合 <p>本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される株式の供給を円滑に実施するための借株であり、転換及び行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株は使用しないと聞いております。また、本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が低い水準となることには割当予定先にとっても経済合理性が認められないと考えられますので、こうした理由から、同社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定していません。</p>
<p>10 割当先を前回と同様のEVO FUNDにした理由を教えてください。</p>	<p>割当予定先であるEVO FUNDとの協議に加え、同時期に複数社から、資金調達に関する提案を受け、それぞれの提案を比較・検討した結果、EVO FUNDが日本における第三者割当増資において多数の引受け実績を持ち、前回案件がスムーズに払込されたこと、及びEVO FUNDによるスキームの優位性により、当社及び既存株主にとって、他スキームよりも有利であると考えたことから、最終的に割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。</p>
<p>11 優先行使条項について教えてください。</p>	<p>行使優先条項では、割当予定先は、転換社債の発行額面の半数の転換が進んでいこう、新株予約権付社債の累計転換金額が本新株予約権の累計行使金額を超えない限度でのみ、本新株予約権付社債を転換することができるとしております。</p> <p>これにより、本新株予約権の行使進め、資金の調達を早める効果があると考えています。</p>